

## 一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

処方時に後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、厚生労働省の方針に基づき「一般名処方加算」を算定する場合があります。一般名処方とは商品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば原則どの後発品も調剤可能とする方法です。

なお、医薬品によっては一般名処方できない場合がありますのでご了承ください。